

事務連絡
平成30年4月27日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

環境省が作成した「人とペットの災害対策ガイドライン」の送付について

平素より防災行政について、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境省が、自治体において、避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から、人とペットの災害対策について検討する際に活用していただきたいものとして、「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定し、全都道府県及び市町村、動物愛護管理関係団体等に配布したという連絡がありました。また、内閣府にも、各地方公共団体の防災担当部局への周知依頼がありました。

内閣府としても、ペットは飼い主にとっては大切な存在ですが、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要であると考えています。

そのため、「避難所運営ガイドライン」では、避難所のペット対策については、事前にペット同伴避難のルールを決めておくことが重要であり、飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保や、ゲージ等を用意する等、具体的な対応を検討することも明記しております。

つきましては、「人とペットの災害対策ガイドライン」も参考としながら、管内市町村が避難所となる施設管理事務局と連携して取組を推進できるよう、協力をお願いいたします。

また、大変恐縮ですが、管内市区町村の防災担当部局に対しても、別添を送付していただくとともに、取組を推進していただくよう、連絡をお願いいたします。

<人とペットの災害対策ガイドライン>

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
担当：石田、堤
TEL：03-3501-5191